申告は3月15日まで

※最新情報は市ホームページをご確認ください。
※申告期間が延長した場合でも、市役所会場の申告期間は変更しません。

所得税の確定申告、市民税・県民税の申告がはじまります

問 刈谷税務署（所得税）（☎21－6211）

今年の申告のポイント

※詳細は本文または市ホームページからご確認ください。

- **市役所会場では、昨年同様「事前の電話予約」が必要**です。
  ※市役所で実施する税理士相談（2月16日～22日）も「事前の電話予約」が必要です。
- 市役所会場で、e-Tax作成コーナーを開設します。※要予約
- 税務署での申告は「入場整理券（当日配付またはLINEアプリ）」が必要（1月26日～3月15日）です。

所得税・市県民税申告が必要かどうか次のチャートで確認できます。

※このチャートは一般的なケースで作成しています。市役所や出張申告会場で申告されたい人は必ずご確認ください。

※申告が必要なときは、令和5年1月1日時点で住んでいた（住民登録）があった市区町村へ申告を行ってください。
※市役所・市内出張会場で行う申告・市役所で行う税理士無料相談の対象は、令和5年度の市県民税が知立市で課税対象となる人です。

令和4年（1月～12月）中どのような「収入」がありましたか？

主な収入が「年金」 → 下にある「その他」にあてはまる収入（所得）などがないか？

- 年金収入（源泉徴収にある支払額）の合計が400万円以下で、1月下旬頃に届く年金の源泉徴収票の中身に誤りがない人（ふるさと納税した人はワンストップ申請済で、控除の追加や変更がない） → 申告不要
- 年金以外の所得（保険会社で受け取る個人年金・給与・配当など）が、20万円以下である人 → 市県民税申告
- 次の①～③のどれかにあてはまる人
  ①年金以外の所得が20万円を超える
  ②医療費控除などの追加・変更や、源泉徴収票に誤り（扶養など）がある
  ③年金収入が400万円を超える
  → 確定申告【税務署または市役所・出張申告】※源泉徴収税がない人など市県民税申告の可能性あり

主な収入が「給与」 → 下にある「その他」にあてはまる収入（所得）などがないか？

- 勤め先が1か所で年末調整済の人（ふるさと納税をした人はワンストップ申請済で、控除の追加や変更がない） → 申告不要
- 給与以外の所得（副業など）が、20万円以下である人
  ※計算方法や中身がわからない人は税務署または市役所へご相談ください。
  → 市県民税申告
- 次の①～④のどれかにあてはまる人
  ①給与以外の所得が20万円を超える
  ②医療費控除など各種控除の追加・変更がある
  ③年末調整していない（年調未済）源泉徴収票があったり、年末調整した後に控除を追加・変更したい
  ④2か所以上で給与を受け取っている
  → 確定申告【税務署または市役所・出張申告】

市県民税申告の人で所得税の還付を受けるときは「確定申告」が必要

その他（収入・控除など）

次の①～⑩のどれかに当てはまる収入（所得）や控除などある人は、原則税務署またはe-Taxで申告をしてください（市役所・出張申告会場では申告できません）。
①退職、②営業、③農業、④不動産、⑤譲渡（株や土地の売却）、⑥暗号資産がある人や副業の申告方法がわからない人、⑦株や債券を一般口座で管理している人で申告が必要な人、⑧過去（令和4年分以外）の収入や控除に関する申告をしたい人、⑨住宅ローン控除がある人で初めて申告をする人（源泉徴収票にあるもの以外の住宅ローンに関する申告）、⑩国外扶養があったり、通訳が必要な人
【注意】
計算の結果、所得税が発生せず、確定申告義務がない場合は、市役所で市県民税申告をしていただく必要があります。

「非課税（遺族・障害年金など）の収入のみ」または「収入なし」

申告不要
【注意】年末調整などで扶養の申告がなかった人で、「住民税非課税」である申告が必要な人は市県民税申告をしてください。非課税の申告は、各会場終了後の3月16日以降も市役所税務課窓口で申告可能ですが、申告が遅くなると公的サービスの計算などで住民税非課税の情報が反映されない可能性があります。

確定申告書はパソコン・スマートフォンで作成（e-Tax）できます。また、マイナンバーカードがあればネット上で申告ができます。詳しくは8ページをご覧ください。詳しくは8ページをご覧ください。
（スマートフォンの一部機種や申告内容によっては申告ができないほか、添付書類を郵送することもあります）

◆ 申告をするために必要なもの

対象者			必要なもの
①全員（必須）			「申告する人の本人確認書類」および「マイナンバーがわかるもの」（運転免許証・マイナンバーカードなど） ※マイナンバーがわからないときは、申告会場でその旨お申し出ください。
該当者のみ	②所得税の還付申告をしたい人		還付を受ける本人名義の口座が確認できるもの（通帳など） ※口座の届印や認印などの印鑑類は、申告時不要です。
該当者のみ	収入	③給与や年金の収入がある人	令和4年分源泉徴収票 ※公的年金の源泉徴収票は例年1月下旬頃に日本年金機構などの支払者より郵送されるものです。年金支給月に送付される振込額のお知らせや、改定額の通知ハガキでは申告できません。 ※２月中旬（予定）以降、公的年金の源泉徴収票のデータをマイナポータルでダウンロードしてe-Taxで申告できます。
該当者のみ	収入	④報酬や謝礼、個人年金などを受け取った人	支払調書、シルバー人材センター配分金支払証明書、特定口座取引明細書などの証明書類 ※一般口座で株等の取引をしたときの申告は、税務署またはe-Taxで申告してください。
該当者のみ	収入	⑤その他収入がある人	収入金額および必要経費が分かる書類（収支内訳書など）
該当者のみ	控除	⑥社会保険料、生命保険料、地震保険料を支払った人	払込証明書、控除証明書、領収書 ※市役所へ令和4年中に納付（国民健康保険税など）した分は、1月下旬頃に控除額を記載したハガキを郵送します（ハガキが届いた人全員が必ず申告しなければならないものではありません）。
該当者のみ	控除	⑦医療費控除を受けたい人	医療費控除の明細書、医療費通知、おむつ使用証明書など ※医療費通知は健康保険（共済）組合より送付されるものですが、通知にない医療費を控除したいときは明細書を作成してください。２月中旬（予定）以降は、1年分の医療費通知をマイナポータルでダウンロードしてe-Tax上で申告できます。 ※領収書だけでは申告は受けられません。必ず申告会場に行く前に明細書を作成してください（会場では作成できません）。明細書の様式は国税庁ホームページでダウンロードできるほか市役所1階に用意しています。ご自身で作成するときは、明細書様式に記載している中身（医療機関・個人ごとの1年分の支払った額の合計と健康保険などの補てん額）が必要です。 ※おむつ使用証明書については、各医療機関へお尋ねください。
該当者のみ	控除	⑧ふるさと納税などの寄附金を支払った人	寄附金の領収書・証明書 ※確定申告や市県民税申告を行うとワンストップ特例申請は無効になりますので申告をする人は寄附金の申告を忘れずにしてください。
該当者のみ	控除	⑨障がい者手帳などがある人	障がい者手帳、障害者控除対象者認定書など ※障害者控除対象者認定書は、1月下旬頃に市役所より送付します。
⑩全員（あればご持参ください）			利用者識別番号 ※税務署より1月下旬頃に発送されたお知らせハガキに記載されていますが、ハガキに記載がなかったり、わからないときは申告会場（市役所・出張申告会場）で番号を用意できます。

【持ち物や申告書に関する「よくあるお尋ね」】

※市役所会場や出張申告会場で申告を受ける人は申告書を会場で用意しますので事前に準備していただく必要はありませんが、申告時に医療費控除の明細書が必要な人は事前に作成してください。

※手書きやパソコンで作成した申告書の中身（検算や確認など）に関するお問合せは各会場では行っていません。

自宅から確定申告　「e-Tax」をご利用ください

　新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、ご自宅から申告できるe-Taxをぜひご利用ください。
　スマートフォンで申告できる申告の種類が増えました。

◀確定申告書作成コーナー

◀動画で見る確定申告

e-Tax作成コーナーヘルプデスク
☎0570－01－5901（全国一律市内通話料金）
受付日時:月～金曜日（祝日を除く）
午前9時～午後5時（繁忙期は変わることがあります）

税務職員ふたば

◀チャットボット（ふたば）
※よくある質問でAIを活用して答えます。

◆ 刈谷税務署　確定申告会場等について【要入場整理券】

時 2月16日（木）～3月15日（水）（土・日曜日、祝日を除く）　午前9時～午後5時
　※2月19日（日）、26日（日）は開設します。
所 刈谷税務署（刈谷市若松町1丁目46番地1　刈谷合同庁舎内）

▼来場にあたっての注意
・「入場整理券」が相談可能人員に達した時点で受付を終了します。
・公的年金を受給している人、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除等の還付申告手続きを行う人は、2月16日（木）以前でも申告会場を設けています。
・1月10日（火）～1月25日（水）までの申告相談は電話による事前予約制です。1月26日（木）以降は「入場整理券」が必要となります。

▼車の利用について
　駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。なお、1月20日（金）～3月15日（水）の平日と2月19日（日）、26日（日）は臨時駐車場（市営神田駐車場）もありますので、利用時は駐車券を確定申告会場へご持参ください（一部補助）。

●刈谷税務署の確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要（1月26日以降）です
　感染症対策として、会場内に入場できる人数を入場整理券で指定された時間に制限します。「入場整理券」は、当日刈谷税務署で配付します。なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。
　また、国税庁のLINE公式アカウントから事前発行を行います。
　詳細は国税庁ホームページまたは国税庁LINE公式アカウント（右記QRコード）でご確認ください。
※刈谷税務署の申告会場では、原則申告される本人のスマートフォンを使用した申告指導を行いますので、事前にマイナポータルアプリをインストールするほか、マイナンバーカード等が必要となります。また、会場内のパソコンの台数には限りがありますので、パソコンでの申告書作成には時間を要する場合があります。
※指定された時間に遅れた場合は入場できない場合があります。また、指定された時間内であっても、会場の混雑状況によって入場をお待ちいただく場合があります。
※青色申告の人で税務署で申告を作成する人は、65万円の青色申告特別控除は適用できません。

▲国税庁LINEアカウント

●郵送で申告書を刈谷税務署へ提出する人へ
　所得税等の確定申告書を郵送する人は、宛先を「刈谷税務署」ではなく「名古屋国税局業務センター刈谷分室」へ郵送してください。
【宛先】〒448-8522（住所不要）　名古屋国税局業務センター刈谷分室

◆ 出張申告会場　確定申告会場等について【先着順・電話予約不要】

【会場・日時等】

日　付	場　所	受　付　時　間
1月23日(月)	福祉の里八ツ田3階　さくら・うめ	午前10時～正午 ※入場整理券の配布は午前9時45分からの予定ですが、前後する可能性があります。
1月24日(火)	知立文化広場　1階　展示ホール	
1月25日(水)	西丘コミュニティセンター	
1月26日(木)	文化会館(パティオ池鯉鮒)2階　講義室	

持 7ページ記載の申告するために必要なものをご確認ください。

▼注意事項

・申告会場には、当日受付で配付する入場整理券で指定された時間のみ入場できます。入場整理券の配付状況によっては、午後や別日の申告会場をご案内することがあります。
・出張申告会場期間中は担当職員が各会場に出向き不在となるため、市役所での申告相談はできません。
・出張申告について各会場へ直接のお問合せはご遠慮ください。

◆ 市役所会場　確定申告会場等について【要事前電話予約】

事前予約がない人は市役所会場での申告受付ができません。必ず次のとおりコールセンターで予約してください。

知立市確定申告予約専用コールセンター ※2月1日(水)午前9時から
☎0566−95−0028
受付時間:月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時

▼受付開始日について

【2月分】　申告受付(来庁)日　2月16日(木)～28日(火)(土、日曜日、祝日を除く)
　　　　　電話受付開始日時　2月　1日(水)　午前9時から
【3月分】　申告受付(来庁)日　3月　1日(水)～15日(水)(土、日曜日を除く)
　　　　　電話受付開始日時　2月15日(水)　午前9時から
・予約する時間帯は「午前(午前9時～11時40分)」または「午後(午後1時～2時40分)」から選択してください。

▼コールセンターの混雑状況について

※以下の日は終日つながりにくいことが予想されます。
2月1日(水)～3日(金)(2月分予約開始直後)、2月15日(水) (3月分予約開始初日)
※上記以外の日も、受付開始直後(午前9時頃)は電話がつながりにくいことが予想されます。

●市役所会場でe-TAXを利用してみませんか?

　市役所会場でe-TAXを利用して確定申告書の作成を希望する人のお手伝いをさせていただきます。原則、本人に作成していただき、分からない箇所があれば職員がサポートします。
▼予約ができる人　マイナンバーカードとネット環境が整ったスマホ(タブレット端末)等を持参していただける人
▼予約方法　コールセンターでの予約時に、e-Taxで作成したい旨をお伝えください。

・予約は前日まで行いますが、先着順のため予定数に達し次第終了します。予約状況は市ホームページで随時更新しますのでご確認ください。1月31日(火)以前はコールセンターにつながりません。
・1回の電話で1人(件)の予約をとることができます。お電話は原則本人からおかけください。
・申告会場で受付番号をお伺いしますので、忘れずにお控えください。
・当日の申告場所やキャンセル方法などは予約時にお伝えします。また、当日必要なものは今号7ページに掲載していますのでご確認ください。必要書類がそろわない場合は申告受付ができませんのでご了承ください。
・予約した日時を過ぎても会場にお越しにならない場合はキャンセル扱いとなります。改めて別日で予約をお取りください。

◆ 相談窓口について

【税理士の無料税務相談所】※コールセンターでの事前予約が必要です。

時 2月16日(木)～22日(水)(土・日曜日を除く)
午前9時30分～午後4時(正午～午後1時を除く)

所 市役所3階　第1会議室

対 以下に該当する人

①令和3年分の所得金額(青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額を控除する前の金額)が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者(年金受給者を除く)

②①の人で消費税および地方消費税の課税事業者である場合には、令和2年分の課税売上高が3,000万円以下の人

③給与所得者または年金受給者

○次の人は無料税務相談所を利用できません

・給与所得者および年金受給者のうち、所得金額が高額な人や相談内容が複雑な人
・初めて消費税および地方消費税の申告をする人のうち、申告書の作成に時間を要する場合
・65万円および55万円の青色申告特別控除を受けようとする人
・譲渡所得(土地、建物および株式等の売却)、山林所得または贈与税の申告をする人

◆ 手書き用の申告書および書面提出について

e-Taxの普及で税務署や市役所で配布する手書き用の申告書などの部数が大幅に減少する見込みです。手書き用の確定申告書等が必要な人へは郵送しますので、確定申告電話相談センター(刈谷税務署へ電話し、自動音声に従い「センター」を選んでください)へご連絡ください。市県民税の申告書は市役所で配布しています。

確定申告書等を書面で提出する人は、郵送または市役所の投函箱へ提出してください。

▼市役所の投函箱設置期間

1月23日(月)～3月15日(水)(土・日曜日、祝日を除く)

▼設置場所

市役所1階　税務課窓口前

◆ 医療費控除について

医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」の提出が必要となります。医療費控除の領収書は、ご自宅で5年間保管する必要があります。

医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など)を添付していただくことも可能です。

※保険会社からの補てん分や高額療養費支給分は差し引いて申告してください。
※税務署が必要に応じ医療費の領収書の提示を求める場合があります。
※医療費控除についての詳細は市ホームページ(右記QRコード)をご覧ください。

▲市ホームページ